議案第53号

南風原町の住民が那覇市の公共下水道を使用することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の３第２項の規定により、南風原町の住民が那覇市の公共下水道を使用することについて、別紙のとおり那覇市と協議するため同条第３項の規定により議会の議決を求める。

平成28年９月14日提出

南風原町長　城　間　俊　安

（提案理由）

那覇市の公共下水道を南風原町の住民が使用することについて、那覇市と協議する必要があることから地方自治法第244条の３第３項の規定により提案する。

協　議　書　（案）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の３第２項の規定に基づき、南風原町の住民が那覇市の公共下水道を使用することについて、南風原町長と那覇市長は次のとおり協議した。

１　南風原町字新川崎山原６３、６３－２、６３－３、６０－４、４３－５、４３－２１地内に係る汚水を公共下水道へ流入及び処理するために、当該地内の南風原町の住民の排水設備を那覇市の公共下水道に接続する。

２　下水道使用料について、下水道法（昭和３３年法律第７９号）、那覇市下水道条例（１９６９年那覇市条例第６号）及び同条例施行規程（平成１７年那覇市上下水道局規程第８号）により算定した下水道使用料を使用者から徴収するものとする。

３　排水設備の設置については、下水道法（昭和３３年法律第７９号）、同法施行令（昭和３４年政令第１４７号）、南風原町下水道条例（昭和６０年南風原町条例第１１号）及び同条例施行規則（昭和６０年南風原町規則第３号）を適用する。

４　水洗便所改造等資金貸付は、南風原町水洗便所改造等資金貸付条例（昭和６０年南風原町条例第１２号）及び同条例施行規則（昭和６０年南風原町規則第５号）を適用する。

５　排水設備の管理については使用者が行うが、当該排水設備が私道に設置されることに鑑み、南風原町は南風原町下水道条例（昭和６０年南風原町条例第１１号）及び同条例施行規則（昭和６０年南風原町規則第３号）に基づき当該排水設備を適切に管理するよう指導するものとする。

６　その他の事項について疑義が生じたときは、双方協議の上定める。

以上のとおり協議した証として、この証書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

南風原町長　城間　俊安

那覇市長　城間　幹子